

信用金庫論

－ 制度論としての整理 －

成城大学教授

村本 孜

【第3部】信用金庫の特徴

6. 信用金庫の税制

[6.1] 法人税制

- (1) 現行法制
- (2) 歴史的整理
〔信用金庫法制定前〕
〔信用金庫の軽減税制〕
- (3) 軽減税制の根拠
〔内部留保の充実〕
〔基本理念：相互扶助・非営利・地域密着型金融〕

[6.2] 諸外国の税制

- (1) 税制優遇のケース
〔イタリア〕
〔スペイン〕
〔ポルトガル〕
〔イギリス〕
〔アメリカ〕
- (2) 日本の場合

7. 相互組織

[7.1] 相互扶助組織としての相互会社

- (1) 相互会社形態
- (2) 相互会社の基本的属性の意味
- (3) 相互会社の税制

[7.2] 相互会社の株式会社化

- (1) 相互組織の株式会社化（ディミューチュアリゼーション）
- (2) 生保相互会社の組織変更
- (3) 株式会社化
- (4) 「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」 [1999.7.6] に関連して

[7.3] 持株相互会社

- (1) 持株相互会社
- (2) 持株相互会社の課題

[7.4] 日本での株式会社化

- (1) 相互会社の株式会社化
- (2) 日本の協同組織金融機関の株式会社化

[7.5] 株式会社化の課題

- (1) ウィンドフォールの発生
- (2) S&Lの株式会社化の問題
- (3) 生保株式会社の存在の意義

6. 信用金庫の税制

[6.1] 法人税制

(1) 現行法制

協同組織金融機関の税制上の軽減措置が必要な理由は、一面では組織論としての協同組織形態であることに由来し、法人税法上の規定による。法人税法（2011年改正）は、第66条で「各事業年度の所得に対する法人税の税率」を規定しているが、その第1項では、「内国法人である普通法人、一般社団法人等又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に100分の25.5の税率を乗じて計算した金額とする。」とし、その第3項では、軽減税率を規定し^{(注)48}、「公益法人等（一般社団法人等を除く。）又は協同組合等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に100分の19の税率を乗じて計算した金額とする。」としている。協同組織金融機関は、同法別表3でこの規定に従う協同組合として規定されており、本則で軽減税率が定められている^{(注)49}。したがって、協同組織金融機関の税制問題は一面で組織論ないし法人形態論に

よるものなのである。この組織論というのは公益法人又は協同組合等と併記されていることで明らかなように非営利法人であることによる^{(注)50}。

ただし、協同組織だから軽減税制適用というのでは短絡的な議論になる。軽減税制によって果たすべき協同組織としてのミッションの実現があってこそ、正当化されるべきである。協同組合とは独禁法第22条にあるように、「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」がミッションである。このミッションを果たさなければ、協同組織とはいえない。さらに、協同組織だから税制の軽減措置が必然というわけでもなく、協同組合の定着しているEU諸国では軽減税制は撤廃されている事例も多いのである^{(注)51}。

税制上の軽減措置について、2009年の協同金WGでは本格的な論議は少なかった。協同組織形態を採る以上、法人税法上の軽減措置は当然との判断であったとも考えられる。これは、税法上の規定よりも、協同組織金融機関が株式組織の銀行が対応していない小規模企業層を対象にして業務を行なっていること、地区規制の制約を受け、収益上の理由等で地域からの撤退が容易に行なえず、地域金

(注)48. 第2項は、「前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの、一般社団法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、100分の19の税率による。」として、小規模企業、一般社団法人、人格のない社団の年800万円以下についての軽減税率を規定している。

49. 第66条第3項でいう協同組合は、同法別表3に列挙されている。それらは、生活衛生同業組合（組合員に出資をさせるものに限る）・同連合会（会員に出資をさせるものに限る）・同小組合、共済水産業協同組合連合会、漁業協同組合・同連合会・漁業生産組合、商工組合（組合員に出資をさせるものに限る）・同連合会（会員に出資をさせるものに限る）、商店街振興組合・同連合会、消費生活協同組合・同連合会、信用金庫・同連合会、森林組合・同連合会、水産加工業協同組合・同連合会、生産森林組合、船主相互保険組合、たばこ耕作組合、中小企業等協同組合（企業組合を除く）、内航海運組合・同連合会、農業協同組合・同連合会、農事組合法人、農林中央金庫、輸出組合（組合員に出資をさせるものに限る）、輸出水産業組合、輸入組合、労働金庫・同連合会、である（下線が協同組織金融機関）。

50. 「（協同組合等は）組合員の相互扶助を目的として設立されたものである。従って、課税所得は全ての所得であるが、普通法人よりも営利性が少ない点を考慮し、低率課税となっている。」川田 [2002] p. 41。

51. たとえば、日本銀行 [2004] 参照。

融に特化させていることなどが背景にある。

(2) 歴史的整理

〔信用金庫法制定前〕

産業組合法（1890年）第6条は、「所得税及び営業税の免除」「登録税については組合員の名簿の記載については免除」「登記に関しては軽減」という税法上の恩典を規定していた。その後、この規定に準じて、法人税及び事業収益税も免除され、地方税についても非課税物件が規定された。さらに、臨時利得税・資本利子税・法人資本税・有価証券移転税・配当利子税・公社債利子税・印紙税等ほとんどの課税が免除されていた。これは、政府が育成的見地から相互組織による非営利の社会的・公益的機関である産業組合に対して非課税措置を採ってきたことによる。

しかし、1940年（昭和15年）の戦時財政確立のため、所得税法の改正と特別法人税法の創設により、産業組合の全面的な非課税特典が廃止された。この特別法人税法は付則で戦時に限るとされたが、1946年に付則が削除され、特別法人課税は恒久化された。なお、同法は1950年に廃止され、特別法人に関する規定は法人税法に統合された。

〔信用金庫の軽減税制〕

法人税は、1952年1月、朝鮮動乱による収益の吸収の趣旨で、普通法人課税率が35%から42%に引き上げられたが、協同組合等は朝鮮動乱による収益増加の影響が乏しいとの理由から35%のまま据え置かれた。これ以降、普通法人と協同組合等との税率には差が生じており、普通法人の税率の引き下げに連動して、協同組合等の税率も漸次引き下げられてきた（図表11）。

固定資産税の軽減措置に関しては、1953年の地方税法改正により、信用金庫が所有しかつ使用している事務所または倉庫の建物が非課税とされた（事務所及び倉庫の存する土地、保養施設、研修施設等は課税対象）。その後、1994年に事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税が課税されることになり、課税標準となるべき価格の2分の1の額とされた。2007年に2分の1が、5分の3に引き上げられた（経過措置あり）。

貸倒引当金の繰入限度額の割増措置に関しては、1966年に中小企業等（信用金庫を含む）への措置として創設され、繰入限度額に1.2倍を乗じて計算できるとされた。1980年に1.16に引き下げられた。

信用金庫の軽減税制措置の必要性について

図表11 法人税軽減税率の推移

年度	1981	1984	1987	1989	1990	1998	1999	2012
普通法人	42%	43.3%	42%	40%	37.5%	34.5%	30%	25.5%
信用金庫	25%	26%	27%	27%	27%	25%	22%	19%
差	17%	17.3%	15%	13%	10.5%	9.5%	8%	6.5%

は、1989年6月21日の第114回常会衆議院大蔵委員会における平澤銀行局長の伊藤英成委員の質問に対する答弁がある。「信用金庫は、いわゆる協同組織の金融機関として営業を行ってきているわけで…協同組織というのは、お互いに十分に知り合った一つのサークルが金融機関を作りまして、そこで金融業務をやっていくことで…非常に地縁、人縁に基盤を置く金融機関であります。

そのような協同組織である、しかも中小企業者なり個人なりかつまた零細な事業者なりにサービスを行う金融機関であるということからもろもろの特典を付与されているわけで、…税制上の特典も、そういう観点から与えられているわけでございます。したがって、そういう信用金庫の原点である協同組織性を維持しながらやっていく限り、それらの特典も引き続き与えられるべきものと考えている」というものである。

(3) 軽減税制の根拠

〔内部留保の充実〕

金融行政においては自己資本比率の充実が求められているが、資本調達手段が株式会社に比べて少ない信用金庫においては、課税後利益の積み上げにより内部留保を充実させることが自己資本充実を図る上での基本的な対応となっている、それを実現するために軽減措置が必要というもので、いわば資本政策として理解される。

〔基本理念：相互扶助・非営利・地域密着型金融〕

銀行と信用金庫とでは、基本理念・業務実態に大きな相違がある。信用金庫は、地域限定・中小企業専門という枠組みの下、一般の金融機関からは融資を受けにくい立場にある中小零細企業及び地域住民に対する、非営利の相互扶助の金融機関で、地域に根ざし地域と密着した業務を展開しており、中小零細企業との長年の取引関係に基づききめ細かなサービスの提供を行なっている。

このような特性によって、相手先企業の経営悪化による取引の解消を行なうことも困難で、また店舗の配置に当たっても、効率最優先ではなく、経済基盤が弱く経営効率面では劣る地域にも十分な配慮を行なっているとされる。信用金庫の置かれたこのような状況の下で、税制上の軽減措置が講じられているのは、信用金庫の非営利の協同組合型組織という特性や、その業務の特性に着目しての所以であるというものである。

この地域性ないし地域との運命共同体ないし使命共同体という認識は、地域金融に固有な地域集中リスク（コミットメント・リスク）を回避できないことを意味し、そのリスクの緩和措置として軽減税制があると理解できる。

[6.2] 諸外国の税制

協同組織金融機関についての税制優遇は、殆んどの国で見られなくなっている。

優遇税制のあるのは、イタリア、スペイン

ン、ポルトガル、イギリス、アメリカのクレジットユニオンなどであり、他の国にはない。この税制優遇も、日本の信用金庫に相当する金融機関（協同組織金融機関 cooperative institution）には適用されないものが多い。

(1) 税制優遇のケース

[イタリア]

配当制限と資産不分割の原則によって直接税および間接税の特別税制がある。準備金にまわされる収益に対する法人税は全額免除される。分配された所得は、協同組合のレベルではないが、組合員の所得として課税される。特別の協同組合はその責任に関連して特別税制を持つ。例えば「恵まれない disadvantaged」雇用者に対する人件費は控除できる。日本の信用金庫に類似した庶民銀行 banca popolare には適用されていない。

[スペイン]

組合員との中心的活動は「保護 protected」あるいは「特別保護 specially protected」とみなすことができ、保護された協同組合は20～26%の法人税がかかる。また資産譲渡、法人設立、出資発行、合併等の特定の適法行為 legal acts に対してはいくつかの租税免除がある。

「特別保護」された協同組合の法人税は、50%減額された税率となる（1990年12月19日付法律1990年20号）

協同組合は、非協同組合法人と同じ規準で、非組合員との取引で得た収益には課税さ

れる。協同組合の特定の目的に直接関係しない活動（資産値上がり益、投資収益等）についても課税される。

[ポルトガル]

協同組合は特別な課税体系にある (specific tax status. 1998年12月16日付法律85/95号)。同業者組合 collective persons の所得に対する課税は税率20%、第3者取引からの所得の税率は34%。農業・文化・消費者・住宅・社会連帯 (social solidarity) の協同組合の所得は非課税である。

協同組合は印紙税が免除される。協同組合の中核事業としての建物購入に関する相続税・贈与税・地方税は免除。特定の住宅協同組合の特定の取引には、付加価値税の軽減税率が適用される。

[イギリス]

特定のIPSA協同組合 (Industrial & Provident Societies Act 準拠の協同組合) の利息は、二重課税を回避するため、非課税である。ただし、クレジット・ユニオンや住宅金融組合 building society、共済組合は対象外である。

[アメリカ]

クレジット・ユニオンは非営利法人なので、法人非課税である。

アメリカでは地域金融に特化させるには、Sコーポレーションという税法上、法人非課税の形態が地域金融機関でも採用する数が近

年増加して、地域金融機関の25%超が採用しており、地域密着の金融サービス提供を誘導していることも重要な視点であった^{(注)52}。アメリカではSコーポレーションのほかに、地域活性化の法制としてCRA (Community Reinvestment Act) のほかBank Enterprise Act,1991が制定されており、低所得層・衰退地域(所得等が全米の平均以下の地域における中低所得層や当該地域)への金融活動の預金保険料の減額による誘導を行なっている。さらに、Community Development Banking and Financial Institutions Act,1994.により、地域の金融機関が種々の金融支援が受けられるCDFI認定機関に認定されると、CDFIFundの利用による低所得層・貧困地域(所得等が全米の平均以下の衰退地域)に対する地域再活性化・雇用創出・中低所得層所有事業の支援などの優遇措置が政策的に誘導されている。

(2) 日本の場合

日本では協同組織金融機関に税制上の軽減措置により地域におけるコミットメント・コストの負担を軽減し、地域集中リスクに対応可能としている。現状でも地区規制により地

域のコミットメント・コストの負担を強いているが、金融過疎地域に地区を定める場合には、軽減税制だけではなく、全国平均以下の雇用状況や所得水準、業況DI・鉱工業生産指数等の一定の条件の下で、預金保険料の軽減等も工夫されるべきである^{(注)53}。アメリカのCDFIのように協同組織金融機関を特定機関として認定し、公的資本注入スキームにより経済的資本(エコノミック・キャピタル)を有利な条件で注入する措置を行なう等もありえよう。

協同組織金融機関の法人税軽減等の税制優遇は、信用金庫については1951年の信用金庫法制定時からのものであるが、資本政策からの側面もある。信用金庫の出資は、出資口数に関わらず議決権は1人1票で、株式会社のように株式数に対応した議決権ではない。株式会社であれば、保有株式数を増やせば経営権を支配できるが、信用金庫の場合にはそのようなことはない。信金が安定的な出資者を維持しようとする、出資配当を相応に保つ必要があるが、資本政策からして容易ではない。従って、内部留保の積み上げによる自己資本の充実以外の資本調達手段はかなり制限されている。この点で、税制優遇は自己資

(注)52. Sコーポレーションとは、連邦税法(内国歳入法)第1章第S節(Subchapter S)を選択した法人(incorporated association)で、法人税非課税(法人段階での連邦法人所得税の免除、株主段階での個人所得税課税)で、パートナーシップの場合と同様に、法人段階の所得、利益、損失および控除項目は、年度毎に持ち株数に応じて、各株主に割り当てられ、株主の段階で課税を受ける(連邦税申告書フォーム1120S様式及びスケジュールK-1)。その適用の条件は、①株主数:100名以下(家族は1株主と見做せる)、②株主:個人、遺産財団、特定信託、パートナーシップ、法人、非居住外国人は不可、③発行株式の種類は1種類のみ、④含み益課税:C法人からS法人への転換後10年以内に、C法人期間中に蓄積された含み益を処分した場合には課税、⑤引当金方式の制限:貸倒損失の控除には原則として特定債権償却法を活用、である。1958年に制定(Technical Amendments Act of 1958)され、96年改正(97年施行)で、それまで対象外の金融機関にも適用可能になり、株主数も75名になり、2004年改正で株主数は100名になった。S-corp数は1985年の72万強から、22年の315万強に増加(全法人数の55.4%)、総資産額100億ドル超は85年の2,305から02年の26,096へ増加し、02年にS-corpの収益は全法人の59%。97年から銀行もS-corp化が可能になり、05年末に2,156(全銀行数の28.6%)で、資産規模20億ドル以上が3行、10~20億ドルが13行存在するが、10億ドル未満が99.3%(うち1億ドル未満が61.5%)である。根拠法は各州の会社法である。内田[2009]参照。

53. 全国平均以下を、10% tile あるいは25% tile というような基準等で考えることも可能である。

本充実の政策でもある。図表11に見るように、軽減税率の割合は縮小されてきている

いずれにしても協同組織という組織の故に、税制上の軽減措置が採られていることをいかに地域金融で実現するかが重要である。いわば業務面での問題である。そこで重要なものが相互扶助・非営利の意味である。地域金融でいかに営利目的ではない業務を行ない、短期的な利益追求ではなく、長期的な利益追求という形での行動を実現することが問われている。

信金の税制上の軽減措置には、2006年頃、法人税（約200億）、印紙税（約200億）、法人事業税（約40億）、事業所税、固定資産税（約20億）、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の特例などがあり、軽減額は約500億円である。信用金庫法制定時には、信金は資本調達手段が制限され、1人1票の出資者しかいないので、出資者の確保が必要でその出資配当の確保のために軽減税率を適用したとされる。印紙税の非課税が、信用金庫の場合は大きく、法人税の軽減分に匹敵するが、印紙税については印紙税法第12条（預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例）で特例措置が規定され、別表1の第1課税物件表（第12条関係ほか）の課税物件表の適用に関する通則第8号、第18号で「信用金庫その他政令で規定する金融機関」と、預貯金証書等が非課税となる金融機関の範囲を規定した。信用金庫以外では、印紙税施行令

の第27条（法別表第1第8号及び第18号の非課税物件の欄に規定する政令で定める金融機関）で、1. 信用金庫連合会、2. 労働金庫及び労働金庫連合会、3. 農林中央金庫、4. 信用協同組合及び信用協同組合連合会、5. 農業協同組合及び農業協同組合連合会、6. 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会、が非課税とされた^{(注)54}。

金融制度調査会などでの優遇税制に関する議論は、先に整理したように、1988～89年の審議の中で、

- ・弱者への対応ということに対して税制面での優遇措置が講じられている、
- ・税制等の面での優遇措置は、非営利性の故に税の恩典があるのであり、同質化が進み、非営利性が薄まれば税制優遇措置の廃止を検討すべき、
- ・同じ地域で同じ規模で同じ業務の金融機関が、協同組織であるというだけで税制上の優遇措置を受けられるのはおかしい、
- ・協同組織金融機関であるのに関わらず税制面で異なる対応を受ける機関が存在することは税制上の理屈に合わなくなる。同質化しているから、協同組織金融機関全体に対して税制優遇を廃止するのであれば規模の小さい機関は相当のハンデを負うことになる、

などの議論があった。

いずれにしても、信用金庫の税制優遇は、

(注)54. 信用金庫の場合、「(信用金庫法の)目的及びその取扱う預金が比較的零細であることに鑑み、これらの金庫の発する出資証券、預金通帳、積金通帳…には課税しないこととしている。」半田 [1954] p. 8。

図表12 信用金庫の優遇税制（試算）

	現行（2006年頃）	撤廃後増加分	備考：2007年4月現在
法人税	784億円	約200億円	22%（2006年当時）
一括評価金銭債権に関わる貸倒引当金の繰入限度額の特例（16%を限度）		約70億円	貸倒実績率のほか法定繰入率0.3%による繰入を認めるとともに、繰入限度額については通常の場合の繰入限度額に1.16を乗じて計算した金額とすることができる。（16%の特例は2009年3月まで）
印紙税		約200億円	預金通帳：非課税 預金証書：1万円未満非課税 受取書：会員宛及び3万円未満非課税
事業税の標準税率		約40億円	所得割のみ（軽減税率適用） 所得のうち年400万円以下の金額は5%、400万円超の金額の6.6%
事業所税の課税標準の特例		数億円	課税標準の1/2適用
固定資産税（事業用不動産（事務所及び倉庫に限る）の課税標準の特例）		約20億円	課税標準の3/5適用（経過措置あり）
合計		約540億円	

（出所）各種資料から筆者推計。

相互補助に基づく非営利性に依存し、その企業形態が協同組織であるという法理論的構成によるものである（図表12、13）。

相互扶助に基づく非営利性という、理念的な印象を与えるが、具体的には、信用力が相対的に弱く、借入金額も相対的に少ない中小零細事業者や個人の対象にリスクとコストを払いつつ、業務を行なっている現状もある。普通銀行に比べての不良債権比率の相対的な高さがそれを物語っている。このことは、本来倒産・破綻先に対して、行政が直接介入して発生するコスト（補助金等）を、信用金庫に対する税制優遇という間接的な手法によって、行政の負担額が削減される効果があるとも考えられる（社会的総費用の最小化）。これは、もし税制優遇がない場合に

は、信用金庫の与信判断として、リスク管理上問題のある融資対象に対してより厳しい融資判断となり、融資が縮小することになる可能性を持つ。相互扶助性の下、利益を縮小してでも地域産業を育成、活性化するという与信判断を支えているのが税制優遇でもいえる、との意見は信用金庫の現場には多い。

計数的には、1信用金庫当たり、法人税で8千万円程度、印紙税等を合算しても2億円程度の税制優遇で、裾野金融を維持できるとしたら、大きな社会的負担とはいえない。逆にいえば、1金庫2億円程度の負担であれば、負担不可能なわけではないともいえよう。

図表13 非営利法人の税制

		公益社団法人 公益財団法人	学校法人 社会福祉法人 更生保護法人	その他の公 益法人等 (日本赤十字 社等)	認定 特定非営利 活動法人 仮認定 特定非営利 活動法人	特定非営利 活動法人	非営利型の 一般社団法人 一般財団法人	一般社団法人 一般財団法人
課税対象		収益事業課税 ただし、公益目的事業に該当するものは、収益事業であっても非課税	収益事業課税	収益事業課税	収益事業課税	収益事業課税	収益事業課税	全所得課税
みなし寄附金 損金算入限度額		次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②公益目的事業の実施に必要な金額	次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	所得金額の20%	次のいずれか多い金額 (仮認定特定非営利活動法人は適用なし) ①所得金額の50% ②年200万円	なし	なし	なし
法人税率		25.50% (所得年800万円まで15%)	19% (所得年800万円まで15%)	19% (所得年800万円まで15%)	25.50% (所得年800万円まで15%)	25.50% (所得年800万円まで15%)	25.50% (所得年800万円まで15%)	25.50% (所得年800万円まで15%)
金融資産 収益	法人税	収益事業から生じるもののみ課税	収益事業から生じるもののみ課税	収益事業から生じるもののみ課税	収益事業から生じるもののみ課税	収益事業から生じるもののみ課税	収益事業から生じるもののみ課税	課税
	所得税 (源泉徴収)	非課税 (なし)	非課税 (なし)	非課税 (なし)	課税 (あり)	課税 (あり)	課税 (あり)	課税 (あり)
寄附者に対する寄附優遇		あり	あり	あり	あり	なし	なし	なし

7. 相互組織

[7.1] 相互扶助組織としての相互会社

(1) 相互会社形態

信用金庫は、協同組織といわれるが、組織形態としては相互組織mutual formと類似している。相互組織の法人も相互扶助を目的としている。日本では相互会社として、保険会社のみ認められた企業形態である。相互会社mutual companyとは、一般には、顧客と社員が一致する形態の企業形態をいい、社員を

相手方とする保険の引受けを行なう組織（日本の相互会社や米国の相互保険会社など）や、社員から貯金の受入れと社員への資金の貸付けを行なう組織（米国の相互貯蓄銀行など）として用いられる。

日本においては、保険業法に基づいて設立される法人で、保険業を行なうことを目的とする社団であり、保険契約者を社員とする法人をいう（同法2条5項、18条）。「会社」と称するものの、社員に対して剰余金を分配することを目的とする法人ではないため、あく

までも非営利法人であり、営利法人としての会社ではない^{(注)55}。

相互会社は、相互保険の保険者として保険業を営む便宜上、法人格を付与される。相互会社は、保険業を営む法人にのみ認められる法人の形態である（単一の権利義務の帰属体。社員が不断に加入・脱退するにも関わらず、集合体としての統一性を失わずに存続）。相互保険の保険契約者（加入者）は、相互会社の社員（構成員、出資者）となり、総社員の集合体である社員総会が会社の基本的意思決定機関となる。これは、株式会社で言えば株主および株主総会に当たる。社員総会は取締役・監査役を選出し、剰余金の処分案を承認し、定款変更を決するなど、株主総会に関する会社法の規定の多くは、保険業法によって社員総会に準用される。したがって、保険会社に雇用されている者が社員でないことに注意を要する。実際に雇用されている者は職員と呼ばれている。

すなわち、相互会社というのは、社員が相互に保険を行なうことを目的（相互性）として設立された会社で、社員が会社に対して保険料を払い込み、これに対して会社は社員に対して保険給付を行なうという保険事業という。事業の結果として剰余金が生じたときには社員に対してその分配が行なわれる。これを実費主義の理念に基づく可及的に安い費用での保険保護の提供という。

しかし、株主総会と社員総会の実際の態様

は大きく異なる。まず、株式会社の株主数は大会社でも数十万人にとどまるのに対し、相互会社においては社員数が数百万人から1,000万人以上にものぼる。そして、株主総会では一株につき一個の議決権が与えられることから、特に発言力の大きな大株主は少数であるのに対し、社員総会では社員に各々一個の議決権が与えられるため、社員間に発言力の差はない。したがって、社員総会で合議することは現実的でないとされている。そこで、保険業法では、総社員のうちから総代を選出し、総代の合議体である総代会を社員総会に代わる機関として設置することも認めている。総代会を設置した場合、社員には各々一票の選挙権（信任権）が与えられ、総代候補者の中から総代を選出する（総代候補者は、総代候補者選考委員会が選定する。総代選出の社員投票では、社員総会の議決権と同じく一人一票であり、保険の契約高等に応じた選挙権が与えられる訳ではない。取締役、取締役会、代表取締役、および監査役など、その他の機関や、特別取締役、委員会設置会社などの制度についても、保険業法により、会社法の株式会社に関する規定が多く準用される。

株式会社では、株主が取締役の経営を監視監督し、しばしば株主総会において取締役の責任追及が行われる。相互会社では、総代会を設置した場合、総代と総代会が取締役等の経営を監視監督することになる。しかし、総

(注)55. 営利法人というのは、事業から生じた利益を出資者に分配することを目的するので、そのような目的を持っていない、という意味で非営利法人である。

図表14 株式会社と相互会社の比較

	株式会社	相互会社
性質	営利を目的とする法人 (会社法に基づき設立される)	営利も公益も目的としない中間法人 (保険業法に基づき設立され、会社法上の会社には属さない)
資本	株主(会社の構成員)の出資する資本金	基金搬出者(会社の構成員ではなく、単なる債権者)の搬出する基金
構成員	株主	社員=保険契約者
意思決定機関	株主総会	社員総会(総代会)
保険関係	営利保険 (保険契約により保険契約が発生する)	相互保険 (社員と保険関係が同時に発生。なお、非社員関係の契約も認められている。)
損益の帰属	株主 (ただし、契約者配当が可能な商品も販売可能)	社員

代と総代会は経営監視機能を果たすことが出来るのかについては批判もある。なぜならば、総代の候補者は監視される側である取締役会が実質的に選定するため、取締役らに厳しい者が総代候補となることはまずないからである。実際に、総代の多くは、当の相互会社が株式を保有する会社の経営者や、地方の名士の人物が就くなど、名誉職的なものとなっている。このように、相互会社からの独立性が疑わしい総代選定と閉鎖的な総代会運営への批判を受け、保険業を監督する金融庁も総代選出手続と総代会運営の改善を指導している。この行政指導もあり、相互会社は保険業に通じた学識経験者や一般契約者を総代候補とし、総代会の議事録等を公表するなど、徐々に開かれた総代会を目指しつつある(図表14)。

(2) 相互会社の基本的属性の意味

相互会社は、

- ・ 確実な保険保護の提供と内部留保の充実

支払能力を維持していく財務上の準備が必要不可欠。剰余金分配は実費主義を理念としながら、保険事業継続に必要な内部留保への貢献分を除いた上での生産としてとらえられる。

・ 会社損益の帰属

相互会社の社員は保険事業継続に必要な内部留保への貢献という形で社員としての責任を負っている。これは直接的な形で実現されるものではなく、継続企業として社員に対して確実な保険給付をなすという相互会社の理念に照らして修正された形で実現される。

・ 相互会社の社員の権利義務

個々の社員の有する自益権としての請求権の内容についても、保険計理的に公正・衡平な計算に基づき算出されることが要請される。退社員の貢献にかかる部分が蓄積されるという形での内部留保の形成は相互会社の目的の限度において認められるものであり、これ

を担保するものとして、社員自治を補完する保険監督法的な規制手段の整備が必要。

・相互会社の機関

総代会の設置は、多数の社員が一人一議決権を有するため総会開催が物理的に困難であるということにより認められているのであり、総代の地位の正当性は適正な選任手続を経ることで担保される。総代でない社員には各種の共益権により、経営に参加する権利が確保されることが重要。

・相互会社の目的の範囲

保険事業に有用な範囲内で、保険事業以外の業務を行なうこと・子会社を保有することは、相互性・非営利性に反しない。

(3) 相互会社の税制

相互会社は、相互性をもつ非営利法人であるが、法人税制上は普通法人と同じである。法人税法第66条第6項は、「内国法人である普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて次に掲げる法人に該当するものについては、第2項の規定は、適用しない^{(注)56}。

1. 保険業法に規定する相互会社（次号ロ、において「相互会社」という。）
2. 大法人（次に掲げる法人をいう。以下この号及び次号において同じ。）との間

に当該大法人による完全支配関係がある普通法人

イ、資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ、相互会社（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」

と規定しており、相互会社の法人税率は普通法人と同じとしている。

[7.2] 相互会社の株式会社化^{(注)57}

(1) 相互組織の株式会社化（ディミューチュアリゼーション）

〔住宅金融組合の株式会社化〕

イギリスの住宅金融組合（ビルディング・ソサイアティ（BS）は、世界の相互形態・協同組織形態の先駆的存在として知られ、住宅ローン専門金融機関であったが、1986年のBS法改正は金融自由化の中での競争条件を確保するため商業銀行並みの業務を可能とする一方、普通銀行（株式会社）化を規定した。商業銀行との競争には住宅ローンのみでは収益確保、リスク管理が困難になるためでもある。住宅ローン分野への商業銀行の進出もあって、80年の住宅ローン市場でのBSのシェアは82%だったが、90年に61%に低下すると共に、BS業界は合併（80年の273組合が95年に83組合に減少）と上位組合への市場集中度（上位5組合で59%（94年末））が進んだ。

(注)56. 法人税法第66条の第2項は、「前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの、一般社団法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、100分の19の税率による。」と規定している。

57. 相互会社の組織変更については、村本 [2010] 第6章を参照。

このような状況が進行する中で、86年改正法にしたがって業界第2位のアビーナショナルが普銀転換し（1989年7月）、その後大きく業績を伸ばした（90年の資産規模400億ポンドが96年の1,200億ポンドに）が、BS業界の伸びは緩やかであった。さらに、アルフィナンツ、バンカシュランスに代表される総合金融化の動きに対応する必要から、97年4月に業界4位のアライアンス&レスターが、6月には業界トップのハリファックス、7月には3位のウーリッチ、10月にはノーザンロックが相次いで普銀転換した。普銀転換だけでなく、商業銀行による吸収合併もあり、96年8月には業界7位のナショナル&プロビンシャルがアビーナショナルに、97年7月に業界9位のブリストル&ウエストがバンク・オブ・アイルランドに合併された。この結果、BS業界の資産規模はほぼ半減することになった。

興味深いことは、アメリカのS&Lのように持株会社化という手法が採られなかったことである。もともと、BSは相互形態とはい

え商業銀行との同質化が進行していたからであろう。また、協同組織とは異なり事業中央機関が存在せず、業界統合という集約化が機能しない組織であったことも理由であろう。

[アメリカのS&Lの組織変更]

相互会社形態を採る企業としては保険会社が代表的であるが、他にもアメリカのS&L（貯蓄貸付組合）と相互貯蓄銀行（MSB）、およびイギリスの住宅金融組合（building society）がある。S&Lは80年代の規制緩和期に業務の自由化が進み、その影響もあって破綻した結果、株式会社形態への移行が行なわれて、資産規模で約70%は株式会社形態のものとなった（機関数では92年末に1,973組合中約50%の973組合が株式会社形態）。イギリスのBSも90年代後半に株式会社化が進み、相互会社形態の比率は低下している。

このようなS&Lについて「相互持株会社」の設立が認められている（93年9月のOTS規則）。S&Lは相互組織のままでは自己資本充実は基本的には内部留保によるほかは困難

コラム：S&Lの仕組み

S&L（MSB）では、預金口座を開設するとその組合員（member）になり、その構成員（所有者）になる。組合員がS&Lに対してもつ権利は、預金によって得られる経済的利益の享受であるが、自益権として剰余金分配請求権、残余財産分配請求権、共益権としての議決権がある。

- ・剰余金は組合員に分配されるが、全ての費用支払をなし、一定の資本要件充足のための留保された後でないと剰余金分配はできないので、組合員の受けられる分配は預金の約定利息のみで、営業継続中に約定利息以外の剰余金の分配は受けられない。
- ・組合の清算・解散時に残余財産の分配を受ける権利を有するが、事実上実現しない。
- ・議決権（役員を選・解任、定款の変更、合併や株式会社への転換の承認等に対する）は組合員固有の権限で、預金100ドルにつき1票の投票権がある（投票権の上限は1,000票まで）。

で、株式組織化する必要があったが、80年代に破綻した多くのS&Lは敵対的な買収に遭ったりして、不健全な経営に追込まれることもあった。そこで相互組織の利点を活かしつつ、自己資本充実を図る必要があり、「相互持株会社」が構想された。この仕組みは、元のS&Lが「相互持株会社」を設立し、S&L自身はその子会社（株式会社）になり外部の投資家から持株比率49%を上限に出資（議決権付株式の発行）を仰ぐことができる。S&Lでは預金者が議決権をもつが、引続き過半の議決権を保有しつつ、増資にも対応でき、他のS&Lの買収も可能となる。

S&Lの株式会社化が進行し、アメリカの間接金融システムは商業銀行化という意味で同質化が進行する相互主義理念が希薄化していく中で、このような取組みは重要である（協同組織としてのcredit unionが残っているが、その資産規模でのシェアは小さい）。

〔EUにおける協同組合の株式会社化〕

EUでは、協同組合自体の株式会社化が進んでいる。株式会社化しているのは連合会であることが多い。それは多国籍な大企業、特に小売業者に対抗するためであり、資金調達を含めて連合組織が機動的に動けるようにするためである。また、具体的には、ドイツの信用事業の全国機関のDZバンクも、フランスにおける中央機関であるクレディ・アグリコールも、いずれも株式会社化している。

株式会社化といってもその形はさまざまである。例えば連合会の会員がそのまま株主と

なっているもの、議決権の半分は旧会員がもち、残りを一般に売却しているもの、などなど。これらに共通しているのは、従来の組合員や会員が議決権の過半をもつなど、組織としては株式会社の形になっているが、運営は協同組合としての性格が残されていることである。

しかし、中には、議決権の半分以上を外部の投資家に保有されてしまったため、協同組合としての性格を完全に失ったケースが出ている。まさに、株式会社と協同組合の境界が揺れ動いている。

また、協同組織の形態は取るものの、出資証券を上場している事例もある。

(2) 生保相互会社の組織変更

金融機関のメガ化の動きは、銀行業に留らず、金融業全体を覆うものであり、生命保険会社もそのトレンドから無縁ではない。生保会社についても、金融機関の統合としては、生保会社同士の統合、他業態金融機関との統合、そして異業種との統合という局面が出てくる。その際、親子会社関係・持株会社・合併の手法が活用されることになるが、金融持株会社方式は合併に伴う諸々の困難を克服する上で有効である。しかし、他業態との統合の際には生保相互会社であることから制約が生じ、統合を容易にするには株式会社化が不可欠の要件となる場合もある。株式会社化にはソルベンシーの充実といった目的もあるが、いずれにせよ、相互会社という保険業に認められた形態を放棄することになり、その

アイデンティティに関わることになるのである。

相互会社形態は保険会社に独特のもので、主要国でもその例は保険会社以外には住宅金融関連金融機関（イギリスの住宅金融組合（BS）、アメリカのS&L）に見るにすぎない。それらの相互組織形態の金融機関も、生保相互会社の株式会社への転換、BSおよびS&Lの株式組織への転換が進んでいる^{(注)58}。

このような諸外国での相互組織の株式組織への転換は、金融システムが市場型に移行する過程で起っていることを考えると、市場に適合するには株式組織形態が相応しいかの印象を与える。株式による企業結合が容易であることが主たる理由であろうが、生保会社にとって相互会社であることの意義を確認しておくことは重要であろう。また、株式会社化の際にいくつかの課題も存在することにも留意したい。

生保相互会社は、合併・提携など統合の際に蒙る課題を解決するため、1995年（平成7

年）の保険業法の全面改正では相互会社から株式会社への組織変更の規定が新設され（業法85条）、ビッグバンの展開を睨んだ組織変更を可能としたのである。これは株式会社化により資本調達能力の強化、自己資本の充実、事業展開の自由度の向上等に柔軟に対応可能であるからである。

他業進出の手法としては、株式会社化のほかに、本体の下に子会社として持株会社をもちその下に各種金融業会社を保有する方式（図表15）（川下株式会社）、本体を子会社とする持株会社を作る方式（川上株式会社）がある。川上株式会社には生保相互会社が株式会社化し同時に川上に持株会社を保有する方式と、生保相互会社自身がそのまま持株相互会社になり、その下に子保険株式会社を新たに設立し、そこに事業を全部移転するという持株相互会社方式がある（相互会社が持株相互会社を設立し、元の相互会社自身はそれに所有される保険株式会社となることもある）。

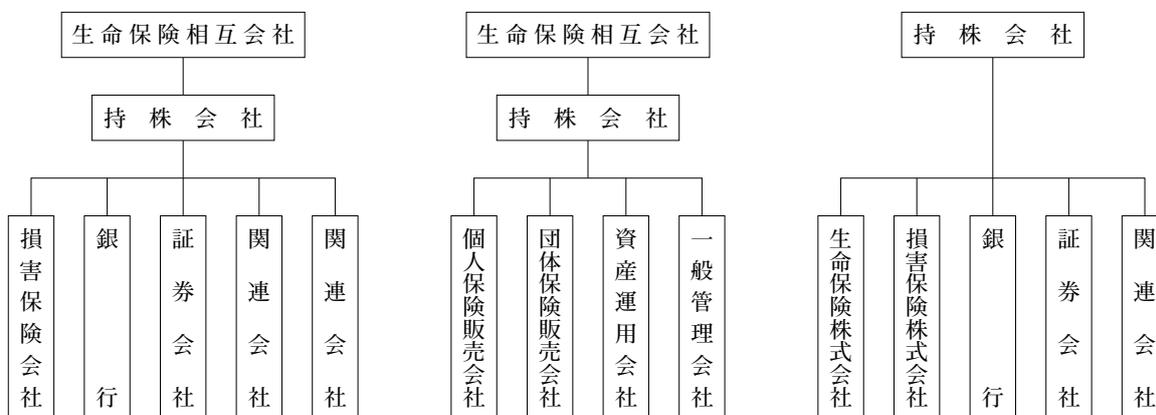
図表15 川上持株会社・川下持株会社（橘木・植松 [1998.6] p.41）

（川下持株会社の例）

（川上持株会社の例）

I. 他業態への参入のケース

II. 分社化のケース



(注)58. 村本 [2010] 参照。

(3) 株式会社化

保険相互会社の株式会社化demutualizationは、1990年代に入り諸外国で活発化した。アメリカでは92年のエクイタブル社、98年のMONY社、イギリスでは97年のノーリッチ・ユニオン社、オーストラリアでは98年のAMP社等の事例があるほか、計画公表段階のものとして98年にアメリカではプルデンシャル社、メトロポリタン社、ジョンハンコック社、カナダではマニユライフ社などがある（図表16）。わが国でも株式会社化は改正保険業法85条で可能になり、99年1月以降金融審議会（第2部会）の「保険相互会社の株式会社化に関するワーキング・グループ」において種々の検討が行なわれ、7月6日に「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」が公表された。

金融機関の提携・合併に際して生保会社が相互会社であることのデメリットとして、

- ①金融機関の再編の手段としての持株会社方式において、金融グループの中心にできる持株会社の傘下に相互会社が入ることは困難であること、
- ②異なる業種間の提携・合併において相互会社形態が障害になること（銀行と生保の提携を考えると、生保は銀行の株式を保有できるが、銀行は生保の株を保有できないので一方通行になってしまう〔筆者注〕銀行は相互会社の株式は保有

図表16 諸外国の生保会社の組織形態

アメリカ		
1	メトロポリタン	相互（2000年株式会社化）
2	プルデンシャル	相互（98年株式会社化発表）
3	コネチカットジェネラル	株式
4	プリンシパル	持株相互（98年組織変更）
5	ネーションワイド	株式
6	ニューヨークライフ	相互
7	エクイタブル	株式（92年株式会社化）
8	ハートフォードライフ	株式
9	ジョン・ハンコック	相互（2000年株式会社化）
10	ノースウェスタン	相互
イギリス		
1	プルデンシャル	株式
2	スタンダードライフ	相互
3	エクイタブル	相互
4	アクサ・サンライフ	株式
5	ノーウィッチ・ユニオン	株式（97年株式会社化）
オーストラリア		
1	AMP	株式（98年株式会社化）
2	レンドリースグループ	株式
3	ナショナル・ミューチュアル	株式（95年株式会社化）
カナダ		
1	ロンドンライフ	株式
2	クラリカラライフ	株式（99年株式会社化）
3	マニユライフ	株式（99年株式会社化）
4	サンライフ	相互（98年株式会社化発表）
5	カナダライフ	株式（99年株式会社化）

できないが、生保会社の基金への出資という形で関与可能である点が看過されている。ただし、基金への出資には株式投資のような経営参加権はない点異なること、また基金には利息支払が義務付けられているが、株式には配当しかない（無配もある）点も異なる）、という主張があるように^{(注)59}、生保が相互会社に留まっていたら金融再編に取り残されるという視点は重要である^{(注)60}。

一般に、生保会社の株式会社化によって、

(注) 59. 橘木 [1999.2.6] pp. 29~30。

60. 橘木は後に述べる持株相互会社は独立系の上位の大手生保に限定され、旧財閥系・企業グループの生保会社は独自に持株会社をもつよりもグループ内の金融持株会社の傘下に入ることの利益が大きいとしている。それ以外の生保会社も独自の持株会社保有は困難としている。

株式会社組織金融機関と互角に競争するための基盤整備を進めることができ、具体的には、

- ①資本市場へのアクセスが可能となり、資本調達が容易になる（新株の発行など。ただし、相互会社でも社債の発行は可能である）、
- ②企業組織が弾力的になり、事業展開が活性化し、自由度が増加する、
- ③内部留保を厚くすることで、経営の安定性が増大する、
- ④ストック・オプションの活用により、優秀な人材を確保できる、

といったメリットが期待できる。また、デメリットとしては、

- ①株式会社化に伴うコストが会計・法的手当、印刷費等を含めて膨大である、
- ②社員に株式を交付することにより、膨大な株主が誕生するため総会開催が物理的に困難になる、
- ③株式を割当てに際して端株が大量に発生する恐れがある、
- ④保険契約者にとって株主の存在があるため、余剰をすべて配当として受け取れることができなくなる（保険契約者と株主の間の利益相反）一方、また会社にとっては株主への配当と保険契約者への配当をいかに調整・配分するかという問題も生じる、
- ⑤実務上の問題（株式上場基準の充足〔証券法監査の必要性、株式公開時期の問題

など〕、会計制度の整備など）

があげられる。株式割当ては寄与分基準による（加入期間が長いほど、支払保険料が多いほど寄与度は高い）といわれるが、大手生保の場合、1千万件を超える契約を抱えており、単純に株式会社に組織転換すると、ほぼ同数の株主が誕生する^{(注)61}。この点で、株主化した契約者は株主権によって会社の所有権の権利行使が可能になるが、端株ないし端株未満株主になる契約者は結局現金補償を受けるにせよ会社の所有権の権利行使はできなくなるため、株主化保険契約者との間での利益相反の可能性はある（大口契約者と小口契約者との間の利益相反）。

さらに、相互会社を株式会社化する上での問題点として指摘されるのは次のような点である^{(注)62}。

①保険契約者の権利保護

保険契約者は生保相互会社の社員であり、保険契約者としての地位と、会社の所有者としての地位をもつ。株式会社化により、配当付契約は株式会社へ引き継がれるものの、新たな株式会社において剰余金を保険契約の配当としてどの位分配するかという問題が生じ、株主と保険契約者との間に利害の対立が生ずる（利益相反）。その結果、保険契約者が配当の受け取りについて不利益を被る可能性がある。すなわち、自益権としての剰余金分配請求権が弱体化する。

(注)61. 小口契約者や加入後の加入期間が短い契約者は、全契約者の3分の2ほどで、端株（500円以上5万円未満）株主、ないし500円未満の端株未満株主となるといわれる。

62. 橋木・植松 [1998] pp. 33~36. 橋木・深尾・ニッセイ基礎研 (A) [1999.6] pp. 30~35.

②所有権の補償

株式会社化により保険契約者の会社保有者としての地位（社員権）が消滅する。1つは自益権としての会社財産の持分権（残余財産請求権）の消滅であり、もう1つは会社の運営に参加する権利である共益権（総会における議決権など）の消滅であり、この補償の問題がある。この補償は保険契約者への株式の割当て（交付）によるのだが、業法89条では寄与分に応じて株式を社員に割当てることになっている。この寄与分の算出には過去に遡って膨大なデータの収集・処理が不可欠で、コストがかかる。

③新規資本の調達問題

株式会社化により、資本調達が容易になるといわれるが、株式会社化によってはじめて市場価値がわかるわけで、新株発行時に株式市場の状況によっては計画通りに資本調達できないこともある。株式評価額が社員の期待よりも低くなり、社員の権利の補償が希薄化する危険もある。社員の権利保護からしても株式公開時に慎重なチェックが必要となる。

このように株式会社化といっても、保険契約者と社員が同一であり、社員自治によって事業を行なうという相互会社の特質から種々の課題があるが、今後の金融再編ないし総合的金融サービス産業の実現には重要な方式であることには変わりなからう。

(4)「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」[1999.7.6]に関連して

1995年の新保険業法で相互会社から株式会社への組織変更が規定されたが、業法で解決されない細部の課題があり、金融審議会で99年1月から議論され、7月にレポートが出された^{(注)63}。

「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」は、基本的には株式会社化に伴う実務的・技術的側面を整理したものであるが、理念的には持株相互会社の可能性を否定していることが特徴的である（保険契約者が低価格の保険と高水準の保険配当を望む一方、株主は収益の最大化による投資リターンの向上を追求するという意味で利益相反が生じるためと思われる）。しかし、相互会社が株式会社化しても、旧社員（保険契約者）株主と増資後の外部株主との間には利益相反が発生するが、この点は明確には書かれていないように思われる（保険契約者と外部株主との間に利益相反が発生することについては、株式会社化に伴う有配当保険者保護の問題、損害保険のように無配当保険を中心に対応する問題が検討されていることから明らかである^{(注)64}。さらに、端株株主・端株未満株主の補償が限定的で、会社の所有権に対する担保が不明である（小口契約者の権利をいかに担保するか、株主でないとしても契約者の意志を反映する方策はないのか）。

また、利益相反については持株相互会社で

(注)63. そのレポートにある問題点については、村本 [1999] 参照。

64. アメリカ等の事例については、橘木・深尾・ニッセイ基礎研 (A) [1999.6] pp. 36~38参照。また将来的に契約者が少数株主に転じる可能性もあることも指摘されている。(同pp. 34~35)

も株式会社化でも同じ側面はあるが、持株相互会社の場合、アメリカでは持株相互会社の子会社保険株式会社の保有株式は51%以上（外部株主は49%以下）とされ、前者の自治権を担保することが強化されており、株式会社化時点で外部株主がゼロないし少数の場合には利益相反の程度が大きい。ニューヨーク州で否定されたのも、社員の持分が不明で、保険会社の経営の都合が反映されるとの批判があったともいわれる）。

[7.3] 持株相互会社

(1) 持株相互会社

相互会社が株式会社化し、その川上に持株会社を作ること、広範な事業展開が可能になるが、これには株式会社化が不可欠である。これに対し、持株相互会社は相互会社自身が持株相互会社に転換し、その下に子会社の保険株式会社を設立し、事業を全部移転するものである。この方式のメリットは本体を株式会社化せずに、川上持株会社となることである。株式会社化に要するコストなしに、資金調達が可能になるほか、企業買収されるリスクを回避でき、さらに川下持株会社方式における川下子会社に対する業務範囲の制限を受けないメリットを有するとされる。

この方式では、

- ①相互会社の保険契約者の社員としての権利のうち、保険契約上の権利は保険株式会社に引き継がれ、社員関係上の権利は持株相互会社に引き継がれる（保険関係

と社員関係の分離）、

- ②保険事業は保険株式会社が行なう、
- ③持株相互会社は持株会社としてグループ全体の経営にあたる、
- ④持株相互会社は当初、子会社の株式を100%保有する。その後株式発行によって資金調達することが可能になり、子会社の株式の過半数は保有することが義務付けられている、
- ⑤組織変更後の新たな保険契約者は持株相互会社の社員となる、

とされる。相互会社制度の下では一体不可分とされている社員権と保険契約上の権利を分割することで誕生した制度であるが、保険契約者は持株相互会社に対しては社員権をもち、保険株式会社には保険契約に基づく権利をもつが、各々の権利は夫々の会社で保護され、保険契約者にとって実際上的変化はないとされる^{(注)65}。

アメリカでは95年6月のアイオワ州での認可以降、98年4月までにペンシルベニア、ミネソタ、ケンタッキーなど17州1自治区で導入されたほか、ニューヨーク州では導入が否認された。

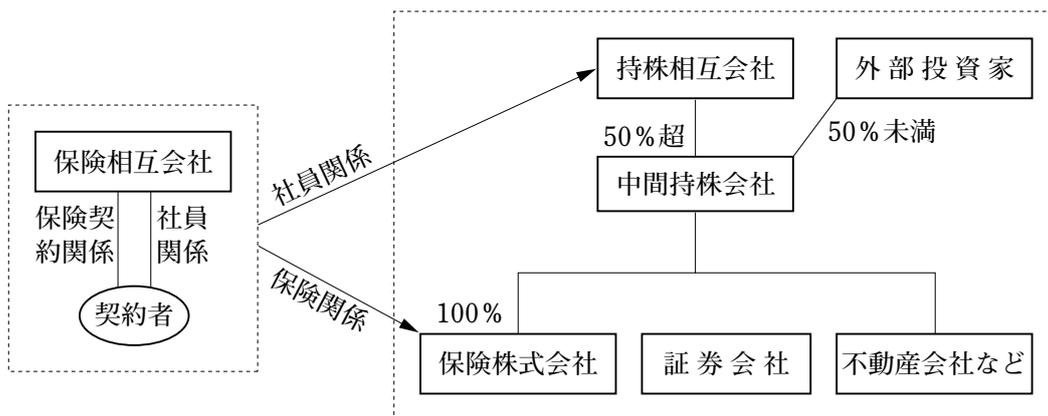
(2) 持株相互会社の課題

持株相互会社アメリカの諸州で法案化されないし検討中であるが、そのプロセスでいくつかの課題が明らかになっている（図表17）。

持株相互会社の下での保険契約者の権利については、NAIC（全米保険監督官協会）の

(注)65. 橋本・植松 [1998] pp. 42~43.

図表17 持株相互会社（村上 [1997.12] p.21）



(出所) 村上 [1997.12] P. 21

持株相互会社ワーキンググループの検討では、

- ・相互会社の保険契約者は、その所有権を譲渡することはできない、
 - ・相互会社はその子会社の挙げた利益を全て社員である保険契約者に還元することができる、
 - ・持株相互会社の社員であり続ける保険契約者は、保険株式会社の挙げた利益ばかりでなく、持株相互会社傘下の全ての子会社が挙げた利益も共有する権利がある、
- といった点が議論されており^{(注)66}、保険契約者の権利がどうなるかがポイントである。

株式会社化であれば相互会社のエンティティ・キャピタルなどのサープラスについて保険契約者は社員権補償を受けられるが、持株相互会社の場合には組織変更の見返りはなく、持株相互会社の下の子会社の株式の値上げ利益も享受できない^{(注)67}。

持株相互会社では、子会社の保険株式会社の株式の49%まで新規公開でき、市場環境

を睨んで資金調達が可能になるほか、敵対的な買収にも対抗できる。しかし、49%までしか新規公開できないので、長期的には資金調達に限界があることにもなる。

本質的には、保険契約者と外部株主の間の利益相反が問題であろう。保険契約者は低い保険料と高い保険配当を望むが、外部株主は収益の最大化による投資リターンの向上を追求するという意味で利益相反が生じることが問題であろう。この点は先に指摘したように株式会社化でも外部株主の比率が高まれば、同様の問題を提示するし、理論的には50%以上を外部株主が占めれば利益相反の程度は株式会社化の方が大きいことになる。

持株相互会社になると、傘下に銀行・証券・信託などの金融業各社を保有することになり、その株式保有コストは大きくなる。したがって、旧財閥系グループに属している生保会社にとっては、株式会社化して旧財閥系金融持株会社の下で他業進出を図る方がコス

(注) 66. 『生保経営』 第66巻第5号、[1998.9] pp. 135~136。
 67. 『生保経営』 第66巻第2号、[1998.3] pp. 205~207。

ト的にも有利かもしれない。

[7.4] 日本での株式会社化

(1) 相互会社の株式会社化

日本では生保相互会社の株式会社化が、進んでいる。2002年4月に株式会社化した大同生命、2003年4月に株式会社化した太陽生命（大同・太陽両者は、2004年4月にT&Dフィナンシャル生命を傘下中核会社とする生命保険業界初の上場持株会社である「株式会社T&Dホールディングス」を設立した。2004年4月に三井生命が、2010年4月に第一生命が株式会社化した。

日本では、20世紀末の金融危機の際、生命保険各社の経営悪化が表面化した。そこで、より大きな資金を市場から調達して経営基盤を安定させることや、コーポレート・ガバナンスの強化などを目的として、相互会社から株式会社への組織変更が見られるようになった。反面、株式上場の場合は株主配当や株主要求によって契約者の長期的利益の保護ができなくなるデメリットもある為、株式会社化に消極的な生命保険会社もある。なお、相互会社から株式会社への組織変更は、1995年の保険業法の全面改正によって認められるようになった（それまでは、株式会社から相互会社への組織変更だけが規定されていた）。その転換に際して、膨大な株主の誕生、小額契約者の端株、端株未満株主化が問題であるし、事務的負担の問題も無視できない。

株式会社化した生保相互会社は、

- ・大同生命保険株式会社（2002年）
- ・太陽生命保険株式会社（2003年）
- ・三井生命保険株式会社（2004年）
- ・第一生命保険株式会社（2010年）

であり、損保相互会社は、

- ・共栄火災海上保険株式会社（2003年）

である。

(2) 日本の協同組織金融機関の株式会社化

日本では相互会社の株式会社化のほかに、協同組織金融機関の信用金庫から普通銀行に転換した八千代銀行の事例がある。そこで、出資者である会員制度から株主組織に転換した八千代銀行の転換事例を検討し、その転換に伴う問題点を検討しておこう（以下は聞き取り調査による）。

八千代銀行は、1991年4月1日に「金融機関の合併及び転換に関する法律」第4条に準拠し、信用金庫から普通銀行に転換した。すなわち、信用金庫という協同組織（会員制度）から株式会社組織への企業形態の変更である^{(注)68}。

- ①資本金：信金としての出資金33億1,205万円が株式会社化時の資本金となった（合転法第25条によれば、金融機関の転換に当たって、発行する株式の発行価額総額は、その金融機関の現に存する純資産額を超えることができないとしている）。
- ②出資の株式への転換：商法上の制約で単位額面は5万円となるので、出資額5万円を1株に変換した。信金時代の最低出

(注)68. 以下は、八千代銀行へのヒアリング（2000年7月）による。

資額は1万円であったため、5万円未満の出資金および5万円の倍数に満たない額は端株とした。端株券は発行せず、定款に定める端株原簿に掲載した。普銀に対する反対会員の払い戻し請求には出資額を限度に応じることとしたが、反対会員は皆無であった。

③株主数：株式総数は33億1,205万円を5万円で控除した66,242株であるが、うち単位株式数は42,634株でその株主数は9,527名、端株数は23,608株で株主数は67,108名となった。

④端株の買い取り請求：端株株主の買い取り請求には対応した。買い取り価格は類似会社比準方式により、91年当時5万円券が126万円の買い取り価格になった。端株を集めて、単位株（5万円額面）とし、他行などの引き受けとした。端株の買い取りは、普銀転換後現在でも継続している。『東洋経済四季報 未上場会社版（1999年下期版）』によれば、株主には、従業員持株会（3.9%）、住友銀行（2.4%）、野村証券（1.2%）、東京都民銀行（1.1%）などの信金時代には非会員であった株主が存在する。端株買い取りについては、出資者の所在確認などによる事務作業が継続しているが、難航している。

⑤単位株の取引：単位株は相対取引が原則で、証券会社の窓口で受付け、端株買い取り価格で、機関投資家等の引き受けとした。単位株株主の売却もあったが、単位株主数の変化はない。

⑥上場の要請：株主の上場期待は大きい。99年9月に第三者割当増資を実施し（約2,500名）、増資に応じた先からの要望は大きい。上場後、金融機関としてはTier 1が過小なので、時価発行増資を申請したが、認可されなかった。

⑦ガバナンスの変化：中小零細企業の専門金融機関としての経営理念は不変だが、出資者と株主の意識構造の変化は大きい。株主総会は総代会に比べて経営者にとって、不特定の株主の出席もあり、緊張感ないし対応姿勢の厳しさが求められるようになったと認識している。経営の細部まで精査し、対応策を検討しておく必要がある。

以上のように、協同組織から株式組織への転換は、円滑に行なわれたといえるが、その事務処理は相当であったという。出資者は約7万人程度であったから、生命保険会社の契約者数に比べれば、事務量はかなり小さかったはずであるが、転換後ほぼ10年を経過しても端株買い取り請求が終了していないことなどを考えると、転換に伴う事務は相当の負担となるといえよう。また、出資金相当の資本金ということから過小資本であり、自己資本の充実に課題があった。また、地域金融機関であるので株主が地域的に偏ってしまい、敵対的買収の懸念があるとの指摘があるともいわれ、企業結合の容易性が增大しているとも見ることができよう。生命保険会社の場合には、圧倒的な事務量のほかに、資本金規模設定と株主への割り当て（寄与分）、端株・

端株未満の買い取りとその引き受けおよび買い取り価格の設定が問題となる。買い取り価格が高ければ、株式を手放す株主が多くなって、敵対的買収に遭うこともありえよう。

[7.5] 株式会社化の課題

(1) ウィンドフォールの発生

株式会社化する際、相互組織での社員権のうち所有権である残余財産分配請求権が、株式割当や現金の分配によって行なわれる。これは、それまで経済的な利益として認識されていなかったものが顕在化するわけで、社員にとっては臨時収入となる。過去に保険契約が終了した人が残していった財産に起因する利益（日本ではエンティティ・キャピタルとされ、株式会社後も永遠に留保される独特の扱いで、配当にはできない）についても、現在の社員で分配することになる場合には、社員の剰余への貢献分（寄与分）以上の経済的価値が分配されることになる（これをウィンドフォールという）。また、上場して、市場でプレミアムがつけば、キャピタル・ゲインも発生する。

このようなウィンドフォールの発生が、90年代半ばのイギリスの住宅金融組合の株式会社化によって、社員権を有する預金者等に生じたといわれる。このようなウィンドフォールを見込める相互組織の金融機関をターゲットにして、相当の社員権を取得した上で、株式会社化の要求を突き付けるのがカーペットバガー（carpetbagger）と呼ばれ

る投資グループの存在である。これまで、ネーションワイド、チェルサー&スキプトンなどがその攻勢を受けたといわれる。

このBSに対する投資家グループの攻勢は、生保相互会社にも及び、イギリスで業界第2位、ヨーロッパでも相互組織の生保としてはトップのスコットランドに本拠を置くスタンダードライフ社に対して、2000年2月にモナコのカーペットバガーによる株式会社化の要求が出て、6月27日に臨時社員総会が開催された。株式会社化して証券取引所に上場すれば、会社の市場価値が高まり、社員（有配当契約者）に相当のウィンドフォールが確保できるというのがカーペットバガーの主張である（社員1人当たり5,000～6,300ポンドのウィンドフォール）。社員総会では、契約者の45%が支持したものの株式会社転換に必要な75%には及ばず、カーペットバガーの要求は否決された。同様な要求がスコティッシュプロビデント、フレンズプロビデントにも出ているといわれる^{(注)69}。

このように株式会社化は、IPOによるウィンドフォールの発生をもたらすので、ある意味で株式会社化の利点でもあるかもしれないが、カーペットバガーの排除は必要であろう。また、株式会社化してもしばらくは経営の安定が図れないことがあることや、株価が低水準に留ったり、敵対的買収を受けることが有り得て、保険契約者にとって好ましくない状況が予想される。そこで、一定期間買収を禁止することも必要となろう。アメリカで

(注)69. 松岡 [2000] pp. 17～18。

は、州保険法で買収禁止規定があるケースが多く、オーストラリアでも禁止しているが、イギリス、日本にはこの規定はない^{(注)70}。

(2) S&Lの株式会社化の問題

アメリカのS&Lは、相互組織と株式組織が併存しているが、株式組織（会社）化が進んでいる。少なくとも、資産ベースでは圧倒的に株式組織のS&Lによって占められている。これは、アメリカでも金融規制緩和の潮流の進行によって、商業銀行とS&Lの同質化が進んだこと、S&Lの破綻処理の過程で資本注入の必要性があり、株式組織が活用されたことによるものである。

S&Lの株式会社化には、その破綻の過程で別の側面も呈していた。株式会社化により、自企業グループの機関銀行（ポケット・バンク）化すること、敵対的買収をかけることなどの弊害である。典型的なS&L破綻のケースでは、業務多角化のために規制の緩い州法免許に変更し、相互組織から株式組織への変更を行なうことが行なわれる。81年以降株主数の最低人数制限が撤廃され、少数の株主による支配（極端には1人）が可能になって、ワンマン経営が行なえるようになった。さらに、増資が容易になったので、資産の膨張につながり、その劣化が進むことに拍車をかけたのである^{(注)71}。

(3) 生保株式会社の存在の意義

生保相互会社の経営者には、コーポレート・ガバナンス的に見て、経営の安定性の重視、効率性の追求の軽視、という経営スタンスを採る誘因がある。このため、経営者の行動を規律付ける工夫が必要になるかもしれない。制度的には特別の工夫はないが、もし大規模な生保株式会社が誕生すれば、大規模な生保相互会社としても競争上、株式会社並みの規律付けが事実上行なわれることになる可能性がある^{(注)72}。

これまで、日本の大手生保会社は相互会社で、株式会社組織の生保会社の行動を予測して行動することは殆んどなかった。今後、大規模な生保株式会社が誕生すれば、そして一定の競争条件が確保されれば、生保相互会社の行動に影響が出てこよう。

このことは、ゲーム理論的にも、異なる目的関数をもつ主体間の行動として理解でき、経済厚生が高まることが期待できることと整合的である^{(注)73}。

問題は、生保契約者にとって相応しいコーポレート・ガバナンスとは何かという視点であろう。金融ビッグバンの下で、利便性の高い多様な商品を享受したいというのが、契約者のニーズであろう。この点で、保険加入者は生保相互会社の社員になるといってもその経営に参加することに興味があるということよりも、「相互会社の社員となることによ

(注)70. 村上 [2000] p. 56。

71. 柴田 [1992] p. 83, Eichler [1989] pp. 106~7。

72. 三隅 [2000]。

73. 村本 [1999]。

て、まさに協同組合加入時のようなメリットとともに生命保険事業への投資に対するリターンを得ることが可能となる」^{(注)74} という主張は説得的である。長濱 [1993] は、積極的な利益追求行為を相互会社にも認め、その剰余あるいは利益を可能な限り公平に分配することで、社員への賦課を極力少なくしていくことを求めるとともに、閉鎖集団としての相互会社がありうるとする。さらに保険料が相互会社への出資という側面には、保険事業が保障の提供だけでなく、アセットマネジメント事業を営んでいるので、それへの投資である（生命保険事業への投資）と考えている^{(注)75}。

このように考えると株主という目的関数の異なる主体が加わることは、リターンの最大化という面では保険契約者のニーズと合致するかもしれない。しかし、保険契約者の保険関係でのニーズとはアンビバレントである。したがって、生保相互会社の総代会が生保事業のアセットマネジメント事業にも適切な

経営監視機能を果せるのであれば相互会社という組織形態に問題はない。単純に言えば、株式会社化は不要となる。

ただし、相互会社に留る限り、生保会社の逆鞘問題などから自己資本増強の必要性に十分対応できない（基金による自己資本調達には総代会の付議事項で機動性に欠けること、剰余から積み立てるので償却負担の増大、償却が有税なので法人税負担の増加といった問題がある）。さらに、積極的な事業展開・総合金融サービス業化するには株式会社化が課題になる。しかし、既に指摘したように外部株主と保険契約者の間、株主契約者と非株主契約者との間には利害の対立があり（利益相反）、保険契約者にとって相応しい企業形態ではない。この点で、保険契約者の利益が確保される持株相互会社が適当である（少なくとも外部株主が過半になることはない。株式会社化であれば、過半を超えることがあり、保険契約者の利害は毀損される可能性が大きくなる）。

〈参考文献追加〉

川田剛『基本法人税法』大蔵財務協会、2002年6月。

半田剛「実務知識 金融機関と印紙税（二）」『金融法務事情』（第38号）1954年6月25日号、pp. 8～9。

(注)74. 長濱 [1993] p. 66。

75. 長濱 [1993]。